

知っておいた ちよつとした話①

相続税評価額を下げる 「小規模宅地等の特例」

～適用できるか確認しましょう～

出典 ランドマーク税理士法人「あぐりタイムズ 2021vol.191」

小規模宅地等の特例とは

遺産のうち、被相続人等の居住用や事業用の宅地等について、限度面積まで相続税評価額を一定割合、減額できる制度です。

主な適用要件

個人が相続または遺贈（相続等）によって取得した宅地等が、下記の要件を満たしていることがまざります。

【用途】**被相続人**または**被相続人と生計を一にしていた親族**（以下、被相続人等）の事業用または居住用に供されていた

【利用形態】建物や構築物の敷地として使用されていた

【分割】相続税の申告期限までに遺産分割されている

居住用宅地等の適用要件

| 取得者区分 | 取得者ごとの要件 |
|-------|---|
| 配偶者 | 条件なし |
| 同居親族等 | 相続開始直前から相続税申告期限まで引き続きその建物に居住し、かつ、その宅地を相続開始時から相続税の申告期限まで有していること |
| その他親族 | ①上記に該当する法定相続人がいない ②相続開始3年以内に、「取得者」「取得者の配偶者」「3親等以内親族」などの所有家屋に居住したことがない ③「相続開始時に取得者が居住している家屋」を過去所有していたことがない ④その宅地を申告期限まで有する ⑤「制限納税義務者のうち日本国籍を有しない者」ではない |

申告期限までに分割できなかった場合

相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込み書」を添付して提出

➡ 申告期限から3年以内に分割

➡ 分割日の翌日から4か月以内に税務署長に対し、この特例を適用して相続税を計算し直し、更正の請求をする。

注意事項

①一の宅地について共同相続があった場合

➡ 取得した者ごとに適用要件を判定します。

②配偶者居住権が設定される場合

➡ 「敷地所有権」だけでなく、配偶者が取得した「配偶者敷地利用権」についても、小規模宅地等の特例の対象となります。

③1棟の建物の敷地のうち、特定居住用宅地等の要件該当部分とそれ以外の部分がある場合

➡ 部分ごとに面積に応じて按分して軽減割合を計算します。

適用対象宅地、要件、限度面積、減額割合

| 宅地区分 | 要件 | | | | |
|------------------------------|---|------|-------------------|-------|------|
| | 使用例 | 面積区分 | 限度面積 | 減額割合 | 課税対象 |
| ① 特定居住用宅地等 (住宅として使っていた土地) | ・被相続人等の居住用宅地 | | | | |
| | ・次頁「居住用宅地等の適用要件」を満たした親族が、相続等で取得したもの 【二世帯住宅】…建物内部で二世帯の居住スペースがつながっていなくても、保有および居住要件を満たし、区分所有でなければ建物全体を対象とできる 【老人ホーム入所】…老人ホームの所有権や終身利用権を取得しても、自宅を貸し付けていない等の要件をみたす場合、対象となる | | | | |
| ② 貸付事業用宅地等 (賃貸業で使っていた土地) | 自宅敷地 | A | 330m ² | ▲ 80% | 20% |
| | ・不動産貸付業・駐車場業等の貸付事業用宅地 | | | | |
| | ・事業を申告期限までに承継し、申告期限まで引き続き営んでいる | | | | |
| ③ 特定事業用宅地等 (事業で使っていた土地) | アパート、駐車場など賃貸業用 | B | 200m ² | ▲ 50% | 50% |
| | 貸付事業以外の同族法人等への貸付 | C | 400m ² | ▲ 80% | 20% |
| 一般事業用 | ・不動産貸付業等以外の事業用宅地 | | | | |
| | ・事業を申告期限までに承継し、申告期限まで引き続き営んでいる ※農業の場合、農地は対象外だが農耕具置き場は対象 | | | | |
| | 一般事業用 | C | 400m ² | ▲ 80% | 20% |